

# 石川県公報

平成 26 年 12 月 19 日

第 1 2 7 5 9 号 (金曜日)

毎週 2 回 火曜 金曜 発行

## 目 次

### 告 示

○一般競争入札の落札者等 (管財課)	1
○軽油取引税に係る特約業者の指定 (税務課)	2
○介護扶助のための居宅介護を担当させる機関の指定 (厚生政策課)	2
○介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関の指定 (同)	2
○介護扶助のための居宅介護を担当させる機関の指定 (同)	3
○介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関の指定 (同)	3
○医療扶助のための医療を担当させる機関の指定 (同)	3
○医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定 (同)	3
○医療扶助のための医療を担当させる機関の指定 (同)	4
○医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定 (同)	4
○生活保護法に基づく指定医療機関の名称の変更の届出 (同)	4
○生活保護法に基づく指定医療機関の所在地の変更の届出 (同)	4
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の名称の変更の届出 (同)	5
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の所在地の変更の届出 (同)	5
○生活保護法に基づく指定医療機関の所在地の変更の届出 (同)	5
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の所在地の変更の届出 (同)	5

○生活保護法に基づく指定医療機関の診療所等の廃止の届出 (同)	6
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の診療所等の廃止の届出 (同)	6
○生活保護法に基づき指定を受けた施術所の名称の変更の届出 (同)	6
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づき指定を受けた施術所の名称の変更の届出 (同)	6
○生活保護法に基づき指定を受けた施術者の施術所の廃止の届出 (同)	7
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づき指定を受けた施術所の廃止の届出 (同)	7
○石川県薬物の濫用の防止に関する条例に基づく知事監視製品の指定 (薬事衛生課)	7
○石川県薬物の濫用の防止に関する条例に基づく知事指定薬物の指定 (同)	8
○保安林の指定の予定 (森林管理課)	8
○県道の区域の変更 (道路整備課)	10
○県道の供用の開始 (同)	10

### 公 告

○予防接種を行う医師に係る公告 (健康推進課)	10
○予防接種を行う医師に係る公告 (同)	11
○予防接種を行う医師に係る変更の公告 (同)	11
○都市計画法に基づく公聴会の開催公告 (都市計画課)	12

**正 誤**

○平成26. 12. 12第12757号中	14
-----------------------	----

## 告 示

### 石川県告示第555号

WTO (世界貿易機関) に基づく政府調達に関する協定 (平成 7 年条約第23号) の適用を受ける特定調達契約につき、一般競争入札の落札者を決定したので、次のとおり落札者等について告示する。

平成26年12月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 落札に係る物品等の名称、数量及び調達方法  
パーソナルコンピュータ 205台 購入
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

石川県総務部管財課

金沢市鞍月1丁目1番地

## 3 落札者を決定した日

平成26年12月1日

## 4 落札者の名称及び所在地

株式会社石川コンピュータ・センター

金沢市無量寺町ハ6番地1

## 5 落札金額

18,036,000円

## 6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

## 7 一般競争入札の公告を行った日

平成26年10月21日

## 石川県告示第556号

石川県税条例(昭和29年石川県条例第23号)第130条第1項の規定により、次のとおり軽油引取税に係る特約業者を指定した。

平成26年12月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

氏名又は名称	代表者名	主たる事務所又は事業所の所在地	指定年月日
大辰石油株式会社	太田俊和	金沢市神宮寺二丁目30番10号	平成26年12月1日

## 石川県告示第557号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成26年12月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
医療法人社団 聖来美ク リニック	白山市井関町115番地 1	デイサービスセンターす まいる	白山市平加町ニ66番地 1	平成26年 10月29日
株式会社 グッドステー ション	能美市寺井町ニ28番地 1	ぐるーぷほーむ杜の郷能 美つつじ	能美市寺井町ニ28番地 1	平成26年 11月1日
〃	〃	ケアホーム杜の郷能美	〃	〃

## 石川県告示第558号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成26年12月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
医療法人社団 聖来美ク リニック	白山市井関町115番地 1	デイサービスセンターす まいる	白山市平加町ニ66番地 1	平成26年 10月29日

株式会社 グッドステーション	能美市寺井町ニ28番地 1	ぐるーぷほーむ杜の郷能美つつじ	能美市寺井町ニ28番地 1	平成26年 11月1日
〃	〃	ケアホーム杜の郷能美	〃	〃

#### 石川県告示第559号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成26年12月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
医療法人社団 瑞穂会	金沢市森山1-5-26	みずほ病院	河北郡津幡町潟端422 番地1	平成26年 8月1日

#### 石川県告示第560号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成26年12月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
医療法人社団 瑞穂会	金沢市森山1-5-26	みずほ病院	河北郡津幡町潟端422 番地1	平成26年 8月1日

#### 石川県告示第561号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成26年12月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
多賀クリニック	白山市美川和波町カ128番地1	平成26年11月1日
大貫眼科医院	珠洲市上戸町北方2字147番地	〃
よした眼科クリニック	小松市符津町ム91	平成26年12月1日
松任アルプ薬局	白山市新田町86番地1	平成26年10月14日
クスリのアオキ輪島薬局	輪島市宅田町58番地	平成26年11月17日

#### 石川県告示第562号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成26年12月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	指定年月日
多賀クリニック	白山市美川和波町カ128番地1	平成26年11月1日
大貫眼科医院	珠洲市上戸町北方2字147番地	〃
よした眼科クリニック	小松市符津町△91	平成26年12月1日
松任アルプ薬局	白山市新田町86番地1	平成26年10月14日
クスリのアオキ輪島薬局	輪島市宅田町58番地	平成26年11月17日

#### 石川県告示第563号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成26年12月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	指定年月日
クスリのアオキ白江薬局	小松市白江町20-1	平成26年7月1日

#### 石川県告示第564号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成26年12月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	指定年月日
クスリのアオキ白江薬局	小松市白江町20-1	平成26年7月1日

#### 石川県告示第565号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり名称を変更した旨の届出があった。

平成26年12月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業者名称	事業 所		変更年月日
	名 称	所 在 地	
株式会社 示野薬局	新 薬局マツモトキヨシ穴水店	鳳珠郡穴水町字川島レ30番1	平成26年 10月26日
	旧 シメノドラッグ穴水薬局		

#### 石川県告示第566号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり所在地を変更した旨の届出があった。

平成26年12月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業者名称	事業所		変更年月日
	名称	所在地	
株式会社 クスリのアオキ	新	河北郡内灘町字鶴ヶ丘5丁目1番地350	平成26年 11月1日
	旧	河北郡内灘町字鶴ヶ丘5丁目1番地359	

## 石川県告示第567号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり名称を変更した旨の届出があった。

平成26年12月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業者名称	事業所		変更年月日
	名称	所在地	
株式会社 示野薬局	新	薬局マツモトキヨシ穴水店	平成26年 10月26日
	旧	シメノドラッグ穴水薬局	

## 石川県告示第568号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり所在地を変更した旨の届出があった。

平成26年12月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業者名称	事業所		変更年月日
	名称	所在地	
株式会社 クスリのアオキ	新	河北郡内灘町字鶴ヶ丘5丁目1番地350	平成26年 11月1日
	旧	河北郡内灘町字鶴ヶ丘5丁目1番地359	

## 石川県告示第569号

生活保護法の一部を改正する法律（平成25年法律第104号）による改正前の生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり所在地を変更した旨の届出があった。

平成26年12月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業者名称	事業所		変更年月日
	名称	所在地	
特定医療法人社団 勝木会	新	小松市土居原町175番地	平成25年 12月1日
	旧	小松市大文字町88番地	

## 石川県告示第570号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり所在地を変更した旨の届出があった。

平成26年12月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業者名称	事業所		変更年月日
	名称	所在地	
特定医療法人社団 勝木会	訪問看護ステーションリハケア芦城	新 小松市土居原町175番地	平成25年 12月1日
		旧 小松市大文字町88番地	

#### 石川県告示第571号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり診療所等を廃止した旨の届出があった。

平成26年12月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

名称	所在地	廃止年月日
大貫眼科医院	珠州市上戸町北方2字137番1	平成26年10月31日
松任アルプ薬局	白山市新田町86番地1	平成26年10月14日
クスリのアオキ輪島薬局	輪島市宅田町8番地	平成26年11月16日

#### 石川県告示第572号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり診療所等を廃止した旨の届出があった。

平成26年12月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

名称	所在地	廃止年月日
大貫眼科医院	珠州市上戸町北方2字137番1	平成26年10月31日
松任アルプ薬局	白山市新田町86番地1	平成26年10月14日
クスリのアオキ輪島薬局	輪島市宅田町8番地	平成26年11月16日

#### 石川県告示第573号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定により、指定を受けた施術者から、次のとおり施術者の施術所の名称を変更した旨の届出があった。

平成26年12月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

氏名	名称	所在地	変更年月日
大森 荘 養	新 あさひ堂 大森接骨院	鳳珠郡能登町字藤波15-35-2	平成26年11月1日
	旧 あさひ堂 大森整骨院		

#### 石川県告示第574号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定により指定を受けた施術者から、次のとおり施術者の施術所の名称を変更した旨の届出があった。

平成26年12月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

氏 名	名 称	所 在 地	変更年月日
大 森 荘 養	新 あさひ堂 大森接骨院	鳳珠郡能登町字藤波15-35-2	平成26年11月1日
	旧 あさひ堂 大森整骨院		

### 石川県告示第575号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により、指定を受けた施術者から、次のとおり施術所を廃止した旨の届出があった。

平成26年12月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

氏 名 (名 称)	所 在 地	廃止年月日
中小田 秀真（在宅マッサージ治療院 寿楽）	小松市打越町丁51-3	平成26年10月25日

### 石川県告示第576号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により指定を受けた施術者から、次のとおり施術所を廃止した旨の届出があった。

平成26年12月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

氏 名 (名 称)	所 在 地	廃止年月日
中小田 秀真（在宅マッサージ治療院 寿楽）	小松市打越町丁51-3	平成26年10月25日

### 石川県告示第577号

石川県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年石川県条例第38号。以下「条例」という。）第9条第1項の規定により、知事監視製品を次のとおり指定する。

平成26年12月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

#### 1 知事監視製品を特定できる情報

- (1) 次の写真に示すとおり、被包に「METEORITE」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (2) 次の写真に示すとおり、被包に「EROMETAL エロメタル」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (3) 次の写真に示すとおり、被包に「apoLlo13」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (4) 次の写真に示すとおり、被包に「Elizabeth 2nd」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (5) 次の写真に示すとおり、被包に「William 2nd」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (6) 次の写真に示すとおり、被包に「HUSTLER INCENCE LOVE PURPLE」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (7) 次の写真に示すとおり、被包に「HYPER COOL」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (8) 次の写真に示すとおり、被包に「ASH」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (9) 次の写真に示すとおり、被包に「ASH」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (10) 次の写真に示すとおり、被包に「お香71」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (11) 次の写真に示すとおり、被包に「GOLD JOHNNY」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (12) 次の写真に示すとおり、被包に「POWER SEEDS」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (13) 次の写真に示すとおり、被包に「BLACK ANGEL」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの

- (14) 次の写真に示すとおり、被包に「Chemical Ice&Fire」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (15) 次の写真に示すとおり、被包に「RAINBOW ROOT」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (16) 次の写真に示すとおり、被包に「雪月花」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (17) 次の写真に示すとおり、被包に「FEELING Strong」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (18) 次の写真に示すとおり、被包に「FEELING Feminine」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (19) 次の写真に示すとおり、被包に「ASH」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (20) 次の写真に示すとおり、被包に「ASH」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (21) 次の写真に示すとおり、被包に「angel Eyes NEW」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (22) 次の写真に示すとおり、被包に「JOHANNES GABRIEL」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (23) 次の写真に示すとおり、被包に「Pakalolo BlueBerry Kush new 2nd」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (24) 次の写真に示すとおり、被包に「Dutch Skunk new 2nd」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの

(「次の写真」は、省略し、その写真を石川県健康福祉部薬事衛生課及び県保健福祉センターに備え置いて縦覧に供する。)

## 2 指定の理由

条例第2条第1項第7号に掲げる薬物を含有するおそれがある製品であって、吸入等の方法により身体に使用されるおそれがあるものであるため

## 3 施行期日

平成26年12月20日

### 石川県告示第578号

石川県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年石川県条例第38号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定する。

平成26年12月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 1 知事指定薬物の名称

- (1) 1-（ベンゾフラン-5-イル）-N-エチルプロパン-2-アミン及びその塩類
- (2) 1-（2-フルオロフェニル）プロパン-2-アミン及びその塩類
- (3) 1-（4-フルオロフェニル）-2-（イソプロピルアミノ）ペンタン-1-オン及びその塩類
- (4) 1-（4-フルオロフェニル）-2-（メチルアミノ）オクタン-1-オン及びその塩類

## 2 指定の理由

条例第2条第1項第7号に掲げる薬物であって、県の区域内において濫用されるおそれがあり、かつ、幻覚等の作用を有すると認められるものであるため

## 3 施行期日

平成26年12月20日

### 石川県告示第579号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成26年12月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 1 保安林予定森林の所在場所

輪島市町野町鈴屋ソ34の甲

## 2 指定の目的

水源の<sup>かん</sup>涵養

## 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

鈴屋ソ34の甲（次の図に示す部分に限る。）

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び輪島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

---

1 保安林予定森林の所在場所

鳳珠郡能登町字柏木レ字4

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び能登町役場に備え置いて縦覧に供する。）

---

1 保安林予定森林の所在場所

輪島市深見町タ40の甲の1、ソ37

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び輪島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

---

1 保安林予定森林の所在場所

輪島市門前町道下参参15、参四11、壹壹四8、11、壹壹五18

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める

標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び輪島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 石川県告示第580号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更する。

なお、その関係図面は、平成26年12月19日から平成27年1月5日まで縦覧に供する。

平成26年12月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道 路 の 区 域			関係図面の 縦覧場所	
	変 更 の 区 間	旧新別	敷地の幅員(m)		延長(m)
松任宇ノ気線	金沢市湊三丁目18番2地先から 金沢市湊三丁目19番1地先まで	旧	26.28~37.20	47.8	県央土木 総合事務所 維持管理課
		新	29.93~50.00	56.9	

#### 石川県告示第581号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、告示する。

なお、その関係図面は、平成26年12月19日から平成27年1月5日まで縦覧に供する。

平成26年12月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日	関係図面の 縦覧場所
松任宇ノ気線	金沢市湊三丁目18番2地先から 金沢市湊三丁目19番1地先まで	平成26年12月19日	県央土木 総合事務所 維持管理課

## 公 告

### 予防接種を行う医師に係る公告

市町長が予防接種法(昭和23年法律第68号)第5条第1項の規定により行う予防接種について、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第4条第1項本文の規定により当該市町長の要請に応じて当該予防接種を行う医師の氏名及び予防接種を行う場所は、次のとおりである。

平成26年12月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

医師の氏名	医師が協力を 承諾した市町	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所
笠 田 篤 郎	県内全域	金沢市広岡1丁目12-5 洞庭医院
井 上 健	〃	加賀市大聖寺八間道65 加賀市民病院
吉 光 雅 志	〃	〃
鈴 木 康 倫	〃	〃
西 川 晋 吾	〃	〃
米 田 太 郎	〃	〃
吉 田 太 治	〃	〃

寺 本 了 太	〃	〃
大 石 岳	〃	〃
北 本 英 子	〃	〃
清 水 眞	〃	加賀市手塚町サ150番地 独立行政法人国立病院機構 石川病院

予防接種を行う医師に係る公告

市町長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により行うB類疾病の予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の規定により当該市町長の要請に応じて当該予防接種を行う医師の氏名及び予防接種を行う場所は、次のとおりである。

平成26年12月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

医師の氏名	医師が協力を承諾した市町	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所
山 口 紫	県内全域	加賀市大聖寺八間道65 加賀市民病院
吉 本 勝 博	〃	〃
能 田 拓 也	〃	〃
谷 内 克 成	〃	〃
井 波 眞 矢 子	〃	〃
町 岡 一 顕	〃	〃
井 出 久 史	〃	〃
渡 辺 博 之	〃	加賀市富塚町中尾126-2 介護老人保健施設 葵の園・丘の上
吉 田 政 之	〃	加賀市手塚町サ150番地 独立行政法人国立病院機構 石川病院
小 坂 正 裕	〃	〃
島 綾 乃	〃	〃
林 智 之	〃	〃
山 田 眞 也	〃	〃
北 井 秀 典	〃	加賀市山代温泉35の11番地の1 医療法人社団加賀白山会 板谷医院
常 重 健 一 郎	〃	加賀市幸町2丁目63番地 医療法人社団長久会 加賀こころの病院
大 塚 八 左 右	〃	加賀市山中温泉上野町ル15番地1 山中温泉医療センター
橋 爪 清 盛	〃	〃
多 田 昌 史	〃	〃
寶 達 明 彦	〃	〃
伊 藤 智 彦	〃	〃
小 島 好 司	〃	〃
大 槻 希 美	〃	〃
西 澤 誠	〃	〃
井 岡 奈 津 江	〃	〃
江 本 誠 貴	〃	〃
井 桁 龍 平	〃	〃
重 清 知 子	〃	〃
関 谷 万 里 子	〃	〃
大 舘 花 子	〃	〃
能 谷 泉 那	〃	〃

予防接種を行う医師に係る変更の公告

市町長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により行う予防接種について、予防接種法施行令

(昭和23年政令第197号)第4条第1項本文の規定により当該市町長の要請に応じて当該予防接種を行う医師の予防接種を行う場所について、次のとおり変更があった。

平成26年12月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

医師の氏名	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所		変更年月日
多 賀 千 之	新	白山市美川和波町カ128番地の1 多賀クリニック	平成26年11月25日
	旧	白山市美川和波町カ133番地1 太郎田医院	

#### 都市計画法に基づく公聴会の開催公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条第1項の規定により、都市計画の変更の案を作成したいので、次のとおり公聴会を開催する。

平成26年12月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

#### 1 開催日時、都市計画の種類及び開催場所

開 催 日 時	都市計画の種類	開 催 場 所
平成27年1月21日 午後2時から	白山都市計画区域区分	白山市役所 市民交流センター5階大会議室

#### 2 都市計画の変更の概要

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、都市計画の計画書及び参考図を平成26年12月19日から平成27年1月13日まで石川県土木部都市計画課及び白山市建設部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。)

#### 3 公述の申出

##### (1) 申出の期限

平成27年1月13日

##### (2) 申出の手続等

公述人として意見を述べることができる者は、当該公聴会に係る都市計画区域内の住民とし、意見を述べようとする場合は、申出の期限までに別記様式による意見申出書を提出すること。なお、同趣旨の意見が多数ある場合は、一部の者を公述人に選定することがある。

#### 4 その他

##### (1) 意見申出書の提出先及び問合せ先

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県土木部都市計画課

##### (2) 公述の申出がない場合

3(1)の申出の期限までに申出がない場合は、公聴会を開催しない。なお、公聴会を開催しない場合は、3(1)の申出の期限後、追って石川県公報に登載する。

## 別記様式

## 意見 申 出 書

平成27年1月21日に開催される 白山都市計画 の変更に関する公聴会において、次のとおり意見を公述したいので申し出ます。

平成 年 月 日

石川 県 知 事 様

住 所  
(電話番号 )  
氏 名 ⑩  
生年月日  
職 業

意見の要旨 別紙のとおり (注)

(注) 意見の要旨及びその理由を具体的に、400字程度で書いてください。

## 1 開催日時、都市計画の種類及び開催場所

開催日時	都市計画の種類	開催場所
平成27年1月22日 午前10時から	金沢都市計画区域区分	野々市市役所 1階102会議室

## 2 都市計画の変更の概要

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、都市計画の計画書及び参考図を平成26年12月19日から平成27年1月13日まで石川県土木部都市計画課及び野々市市産業建設部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。)

## 3 公述の申出

## (1) 申出の期限

平成27年1月13日

## (2) 申出の手續等

公述人として意見を述べることができる者は、当該公聴会に係る都市計画区域内の住民とし、意見を述べようとする場合は、申出の期限までに別記様式による意見申出書を提出すること。なお、同趣旨の意見が多数ある場合は、一部の者を公述人に選定することがある。

## 4 その他

## (1) 意見申出書の提出先及び問合せ先

金沢市鞍月1丁目1番地  
石川県土木部都市計画課

## (2) 公述の申出がない場合

3(1)の申出の期限までに申出がない場合は、公聴会を開催しない。なお、公聴会を開催しない場合は、3(1)の申出の期限後、追って石川県公報に登載する。

## 別記様式

## 意 見 申 出 書

平成27年1月22日に開催される 金沢都市計画 の変更に関する公聴会において、次のとおり意見を公述したいので申し上げます。

平成 年 月 日

石 川 県 知 事 様

住 所  
(電話番号 )  
氏 名 ⑩  
生年月日  
職 業

意見の要旨 別紙のとおり (注)

(注) 意見の要旨及びその理由を具体的に、400字程度で書いてください。

正 誤

平成26年12月12日発行の石川県公報第12757号中、正誤次のとおり

ページ	件 名	誤	正
6	石川県選挙管理委員会告示第133号	石川県選挙管理委員会告示第133号	石川県選挙管理委員会告示第136号
6	石川県選挙管理委員会告示第134号	石川県選挙管理委員会告示第134号	石川県選挙管理委員会告示第137号
6	石川県選挙管理委員会告示第135号	石川県選挙管理委員会告示第135号	石川県選挙管理委員会告示第138号
7	石川県選挙管理委員会告示第136号	石川県選挙管理委員会告示第136号	石川県選挙管理委員会告示第139号